

神奈川県企業庁広告掲載事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、神奈川県企業庁広告掲載要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、神奈川県企業庁（以下「企業庁」という。）が実施する広告事業について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 企業庁が所管する資産のうち、広告媒体として活用可能なものについては、広告の掲載に努めるものとする。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 要綱第2条第1項に定める広告の範囲のほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を定めることができる。

(広告の規格、掲載位置)

第4条 広告の規格、掲載位置については、広告を掲載する広告媒体の内容、性質、形態及び美観等を考慮して、広告媒体毎に募集要項等で定めるものとする。

(広告募集方法の決定)

第5条 要綱第3条第1項に定める方法により広告掲載を行う場合は、広告主又は広告取扱業者（以下「広告主等」という。）を、広告媒体の種類等に応じて、次の各号のいずれかの方法により募集する。ただし、他に方法がある場合はこの限りではない。

- (1) 広告主等を公募により直接募集する方法
- (2) 広告取扱業者を通して広告主を募集する方法

(広告の予定価格)

第6条 広告掲載料方式により広告掲載を行う場合は、広報媒体ごとに市場価格等を勘案し、最低価格又は定額を事前に定めるものとする。

- 2 前項の規定によりがたいと神奈川県公営企業管理者（以下「管理者」という。）が認める場合は、別に定めることができる。

(募集方法)

第7条 第5条による募集は、公募により行う。ただし、競争入札の方法により行う場合はこの限りでない。

- 2 前項の公募は、神奈川県ホームページのうち企業庁が所管するページに募集要項を掲載すること等により行うものとする。
- 3 前項の募集要項には広告媒体の名称及び内容、規格、掲載位置、数量、広告掲載期間、募集期間、応募方法、広告掲載基準その他必要な事項を記載する。ただし、広報媒体等について民間企業等から新たな提案を募る場合（以下、「提案型募集」という。）は、募集要項に記載する事項は別に定めることができる。

4 次に掲げる事項に該当するときは、特定の広告主等との随意契約により決定することができる。

- (1) 第2項の公募を行ったにも関わらず広告主等が決定しない場合
- (2) 急施を要し公募する期間を確保できない場合
- (3) その他管理者が必要と認める場合

5 第1項の規定により競争入札の方法により行う場合は、第8条から第11条の規定は適用しない。

(広告主等の申込)

第8条 第7条の公募に応募する者は、広告掲載申込書（第1号様式）又は広告掲載申込書兼見積書（第2号様式）に広告の原稿案を添付して管理者に提出しなければならない。ただし、第5条第1項第2号の広告取扱業者を通して広告主を募集する場合は、広告の原稿案を省略することができる。

2 要綱第3条第1項に定める広告を掲載した物品等の寄附を受ける方法によるときは、第7条の公募に応募する者は、広告掲載申込書（第1号様式）に広告の原稿案を添付して管理者に提出しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、提案型募集に応募する者は、募集要項に別途定める様式を管理者に提出しなければならない。

(広告掲載の可否の審査及び決定)

第9条 前条の広告掲載申込書又は広告掲載申込書兼見積書を受理したときは、管理者は募集期間終了後、速やかに要綱及びこの要領の定めに基づき掲載の可否を決定する。

2 前項の適正な申込者が複数あるときは、次の順位により決定するものとする。

- (1) 地方公共団体、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 公共的性格のある私企業であって、神奈川県内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で神奈川県内に事業所等を有するもの
- (4) その他私企業又は自営業等

3 予定価格が定額の場合にあっては、前項の規定によても申込者が複数あるときは、抽選により決定するものとする。

4 予定価格が最低価格の場合にあっては、見積金額が第2項の規定に優先し、第1項の規定によっても申込者が複数あるときは、企業庁が定める予定価格以上の最高の見積金額を提出した者に決定するものとする。さらに、最高の見積金額が複数あるときは、抽選により決定する。

5 第3項及び第4項の抽選は、原則として公開の方法により行うものとする。

6 管理者は広告の掲載の可否の決定を行った場合は、その結果を広告掲載決定・不掲載決定通知書（第3号様式）により申込者に通知する。

7 提案型募集の場合は、第2項から第6項の規定は適用しない。

(広告掲載内容の承諾等)

第10条 前条第6項の広告掲載決定の通知を受けた広告主等は、掲載内容及び条件等を記載した承諾書（第4号様式）を管理者に提出しなければならない。ただし契約書を締結する場合はこの限りでない。

(広告掲載料)

第 11 条 広告掲載料方式によるときは、広告主等は、前条の契約又は承諾後、広告掲載料を管理者の指定する期日までに、企業庁の発行する納入通知書により一括前納するものとする。ただし、契約により、確実に納付が図られる場合には、広告媒体ごとに別の定めをすることができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第 12 条 広告主等は、広告原稿を管理者が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主等の責任及び負担で作成するものとする。

3 広告原稿には広告である旨を明記することとする。

(広告内容等の修正)

第 13 条 管理者は、広告の内容、デザイン等が各種法令、要綱又はこの要領等に違反している、あるいはそのおそれがあると判断したときは、いつでも、広告主等に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第 14 条 管理者は、次の各号に該当する場合には、広告主等への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
 - (2) 指定する期日までに広告の提出がないとき。
 - (3) 前条の規定により広告内容の修正を広告主等が行わないとき。
 - (4) 広告内容等が、各種法令、要綱又はこの要領等に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
 - (5) その他広告掲載が適切でないと管理者が判断したとき。
- 2 管理者は、前項の規定により広告を取り消したときは、広告主等に対し、その賠償の責めを負わない。また納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第 15 条 広告主等は自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主等は書面により管理者に申し出なければならない。

3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の還付)

第 16 条 広告主等の責に帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料の全部又は一部を当該広告主等に返還する。

2 広告掲載料に月額を定める場合の前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額の総額とする。

3 第 1 項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主等の責務)

- 第 17 条 広告主等は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主等は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、管理者に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関する損害を受けたという請求がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決することとする。

(広告取扱業者の広告主の選定基準)

- 第 18 条 広告取扱業者を通じて広告主を募集した場合について、広告取扱業者が広告主を選定する基準は、要綱及びこの要領の定めのほか、順位については第 9 条第 2 項によるものとする。
- 2 広告取扱業者は、掲載しようとする広告について、あらかじめ企業庁と協議の上、選定するものとする。

(事務の取扱い)

- 第 19 条 この要領に定める事務は広告媒体を所管する室課所において処理する。

(疑義等の決定)

- 第 20 条 この要領に疑義があるときは、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

- 第 21 条 この要領に定めるもののほか、広告に関する必要な事項は、神奈川県公営企業財務規程及び要綱の規定を適用する。
- 2 前項に定めるもののほか、広告に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 12 月 23 日から施行する。